

荇田町 SDGs 推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組みを総合的かつ効果的に推進するため、荇田町 SDGs 推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) SDGs の理念の普及及び理解の促進に関すること。
- (2) SDGs の達成に向けた取組みの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGs の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、教育長、政策監、総務課長、企画政策課長、財政課長をもって充てる。
- 7 本部長は、第2条の所掌事務に関し、必要と認める事項について調査及び検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(推進リーダー)

第5条 本部長は、第2条の所掌事務における具体的取組の推進に関し、所属課等に推進リーダーを置く。

2 推進リーダーは、課長及び局長の職にある者とする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。